

「相続手続き」に必要な書類

金融機関の名義変更・解約・不動産の名義変更には、必ず使用します。
市役所へ何度も足を運ぶことのないよう、こちらをご活用ください。
必要書類が分からない場合はこのページを市役所窓口の方にお見せください。



1. 在住の市役所〔町役場〕、市民課にて			
①	お亡くなりになった方の	出生～死亡までの戸籍・除籍・原戸籍 <small>じよせき はらせき</small> ※市役所〔町役場〕で取得できるものを全て取得してください。	各1通
②	お亡くなりになった方の	戸籍の附票（不動産の名義変更時に使用） <small>こせき ふひょう</small> ※お亡くなりになった方の住所地の履歴が記載されている書類です。	1通
③	相続人様全員の	戸籍謄本 ※同一世帯でご家族が記載されている場合は1枚で可 ※不動産を相続される方のみ 住民票（全て記載）も必要になります。	各1通
④	相続人様全員の	印鑑証明書	各1通

2. 市役所〔町役場〕、税務課にて（土地建物がある方）			
⑤	お亡くなりになった方の	名寄帳 共有も含め（不動産の名義変更時に使用） <small>なよせちょう</small> ※所有していた不動産（土地・建物）の一覧表です。 不動産を所有していた場合は取得してください。	1通
⑤	名寄帳に記載されていた不動産の	評価証明書（不動産の名義変更時に使用）	1通

チェック表としてご利用ください

相続人様	戸籍謄本	印鑑証明書	住民票

ご不明な点は
下記までお気軽に
お問い合わせ
ください。



相続手続き支援センター®石川 Tel.076-269-8024